



三重県公報

平成20年7月4日(金)

第 1998 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
408	町の区域を設定する旨の届出	(市町行財政室)	2
409	三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	(同)	2
410	救急診療所に該当しなくなった旨	(医療政策室)	2
411	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(商工振興室)	2
412	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(維持管理室)	3
413	同件	(同)	3
414	同件	(同)	4
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整室)	4
	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	(都市政策室)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(出納局)	5
お 知 ら せ			
	企画提案書の募集	(東紀州対策室)	7
正 誤			
	平成20年6月24日付け三重県公報第1995号	(森林・林業経営室)	9

告 示

三重県告示第 408 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、桑名市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり町の区域を設定する旨、桑名市長から届出がありました。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

桑名市清竹の丘とする区域

桑名市大字北別所字干物谷 1471 の 1、1472 の 1、1473、1473 の 2、1474 の 1、1483、1507、1513、1517、1518、1518 の 1、1519 の 1、1519 の 2、1520 の 1、1520 の 2、1526、1530 の 3、1549 の 3、1549 の 5、1549 の 6、1549 の 11、1549 の 12 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字東方字日物谷 2263 の 4、2263 の 5、2263 の 48、2283 の 4、2283 の 5、2283 の 11、大字東方字播磨前 2365 の 4 から 2365 の 10 まで、2365 の 19、2366、2366 の 1、2366 の 8、2367 の 1、2368、2373 の 1 から 2373 の 5 まで、2374 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

三重県告示第 409 号

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

三重県地域総合整備資金貸付要綱（平成 2 年三重県告示第 271 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域総合整備財団」を「財団法人地域総合整備財団」に改める。

第 5 条第 5 項中「地域経済活性化対策実施要綱（平成 15 年 4 月 21 日付け総行自第 57 号総務事務次官通知）に基づき選定された地域経済活性化対策推進地域又は」を削り、「特定地域経済活性化対策推進地域」の次に「又は地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）を活用するために地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）」を加える。

附則第 2 項中「平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」を「平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成 20 年度分の貸付から適用する。

三重県告示第 410 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

救急診療所の名称	救急診療所の所在地	救急診療所に該当しなくなった日
星野整形外科	三重郡川越町高松 158-1	平成 20 年 7 月 4 日

三重県告示第 411 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラザ大安

いなべ市大安町高柳1945番地 外24筆

- 2 いなべ市から述べられた意見
意見なし

- 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室

- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成20年7月4日から同年8月4日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第412号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成20年7月4日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
栢川地区急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の所在地
松阪市飯高町宮本字谷ノ奥、字上山、字中切及び字下り

- 3 区域の土地の表示
松阪市飯高町宮本字谷ノ奥 673 番の一部、674 番の一部、676 番の一部、677 番 1 の一部、677 番 2、677 番 3 の一部及び 686 番の一部並びに字上山 687 番、698 番、699 番、717 番、718 番、719 番の一部、720 番、732 番、733 番、738 番、752 番、753 番、754 番の一部、755 番 1 の一部、755 番 2、756 番、765 番、766 番の一部、767 番 1、767 番 2 の一部、781 番、782 番の一部、795 番、796 番、797 番の一部、797 番 1 及び 798 番並びに字中切 665 番の一部、688 番の一部、697 番の一部、700 番の一部、709 番 1 の一部、709 番 2 の一部、715 番 1 の一部、716 番、721 番、722 番 1 の一部、723 番 1 の一部、730 番の一部、731 番、734 番、734 番 1、735 番の一部、736 番 1 の一部、737 番、739 番、749 番、750 番、751 番、757 番 3、758 番、764 番 2、769 番、770 番 1、771 番 1、779 番 1、779 番 2、780 番、780 番 1、783 番 1、794 番 1、799 番、800 番 1、800 番 2、801 番、802 番及び 855 番の一部並びに字下り 856 番の一部、857 番 1 の一部、857 番 2、858 番の一部、859 番の一部、860 番、860 番 1、861 番、862 番の一部、863 番の一部、863 番 1、863 番 2、877 番、877 番 1 の一部、878 番、879 番の一部、880 番 1、880 番 2 の一部、881 番 1 の一部、881 番 2 の一部及び 882 番の一部の土地

三重県告示第413号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室、尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成20年7月4日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
倉の谷地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

- 2 区域の所在地
尾鷲市大字南浦字倉ノ谷

- 3 区域の土地の表示
尾鷲市大字南浦字倉ノ谷 3085 番 14 の一部、3085 番 15、3085 番 18 の一部、3085 番 19、3085 番 20 の一部、3085 番 29 の一部、3085 番 34 の一部、3085 番 45、3085 番 46、3085 番 47、3085 番 48、3085 番 49、3085 番 53 の一部、3085 番 54 の一部、3085 番 55、3085 番 56、3085 番 57、3085 番 58、3085 番 59、3085 番 60、3085 番 61、3085 番 62 の一部、3085 番 63 の一部、3085 番 64 の一部、3085 番 82 の一部、3085 番 84 の一部、3085 番

85、3085 番 86 の一部、3085 番 87 の一部、3085 番 88、3085 番 89 の一部、3085 番 102 の一部、3085 番 114 の一部、3085 番 115 の一部、3085 番 124、3085 番 126、3085 番 127、3085 番 129、3085 番 130、3085 番 131、3085 番 134 の一部及び 3085 番 146 の土地

三重県告示第 414 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

今浦 2 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鳥羽市浦村町字大永谷、字村内、字瑞龍庵及び字恵ヶ谷

3 区域の土地の表示

鳥羽市浦村町字大永谷 151 番 1 の一部、151 番 2 の一部及び 151 番 3 の一部並びに字村内 160 番 1 の一部、160 番 2 の一部、164 番の一部、165 番の一部、165 番 1 の一部、176 番の一部、177 番、178 番の一部、179 番の一部、179 番 2 の一部、179 番 3 の一部、179 番 6、181 番の一部、195 番の一部、195 番 1 の一部、195 番 2 の一部及び 253 番 1 の一部並びに字瑞龍庵 188 番の一部、189 番、189 番 1、190 番、191 番の一部及び 191 番 1 の一部並びに字恵ヶ谷 308 番 2 の一部の土地

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

波瀬土地改良区（津市一志町波瀬 1910 番地）

退任理事

津市一志町波瀬 1910 番地

〃 〃 〃 1522 番地

〃 〃 〃 2078 番地

〃 〃 〃 1786 番地

〃 〃 〃 5044 番地

〃 〃 〃 1850 番地

〃 〃 〃 2711 番地

〃 〃 〃 6412 番地

〃 〃 〃 1919 番地

〃 〃 〃 2200 番地

〃 〃 〃 4549 番地

〃 〃 〃 1799 番地

〃 〃 〃 1777 番地 2

〃 〃 〃 5810 番地

山 本 保

宮 路 三 州

腰 山 政 助

橋 村 牧 興

中 野 忠 美

清 水 一 美

前 川 久 勝

村 上 武 喜

上 川 洋 文

小 畑 理

田 中 寿 弥

川 端 貞 一 郎

小 林 直 人

吉 岡 敏 文

退任監事

津市一志町波瀬 1753 番地

〃 〃 〃 5295 番地

〃 〃 〃 2057 番地

尾 山 哲 郎

前 山 秀 樹

近 藤 忠 良

津市一志町波瀬 1960 番地 1

上 川 晏 由

就任理事

津市一志町波瀬 1910 番地

山 本 保

" " " 2078 番地

腰 山 政 助

" " " 4549 番地

田 中 寿 弥

" " " 1799 番地

川 端 貞一郎

" " " 2711 番地

前 川 久 勝

" " " 1786 番地

橋 村 牧 興

" " " 6412 番地

村 上 武 喜

" " " 1919 番地

上 川 洋 文

" " " 5037 番地

藤 岡 修

" " " 4243 番地 2

岩 内 誥

" " " 5841 番地

山 下 秀 一

" " " 2036 番地

近 藤 正 之

" " " 1797 番地

谷 政 博

" " " 1777 番地 2

小 林 直 人

就任監事

津市一志町波瀬 1753 番地

尾 山 哲 郎

" " " 5295 番地

前 山 秀 樹

" " " 1777 番地 3

小 林 公 生

" " " 2047 番地

近 藤 明

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 20 年 6 月 3 日付けで、桑名市播磨前農住土地区画整理事業の換地処分を行った旨、桑名市播磨前農住土地区画整理事業施行者から届出がありました。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

学校情報くものすネットワークシステム用ネットワーク機器

ワークスイッチ（L2） 336 式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 21 年 1 月 30 日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに掲げる証明書等を平成20年8月4日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(4)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 納入しようとする物品が入札説明書(仕様書)に示す仕様に適合することを証明する書類(別紙「機能及び定価に係る証明書」並びにカタログ)

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援室契約調整グループ 担当 大西
電話 059-224-2772 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育総務室情報・危機管理グループ 担当 峯下
電話 059-224-3301 ファクシミリ 059-224-2319

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成20年7月4日(金)から同年8月4日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成20年8月11日(月)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成20年8月19日(火)午前10時
場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁講堂棟 3階 第132会議室

ただし、郵送による入札については、平成20年8月18日(月)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額

の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Information Communication machines for “Kumo-no-su” network system: 1 unit.
(including installation, wiring, adjustments, etc.).
- (2) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:00 A.M. on Tuesday, August, 19, 2008.
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Monday, August, 18, 2008
- (3) Managing Authority :
Procurement Group, Accounting Support Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
Tel: 059-224-2772

お知らせ

次のとおり「熊野古道活動記録ビデオ」の制作委託業務に係る委託契約を締結するに当たり、企画提案書の募集を行います。

平成 20 年 7 月 4 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

- (1) 名称
「熊野古道活動記録ビデオ」の制作業務
 - (2) 委託業務の概要
熊野古道伊勢路を守り伝える人を中心とした活動記録ビデオを制作し、平成21年2月27日（金）までに納品してください。
 - (3) 委託期間
契約締結日から平成21年2月27日（金）までとします。
 - (4) 事業の予算
3,534,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 参加資格に関する事項
企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。
- (1) 今回と同様の映像制作の経験を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により落札資格停止を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止に該当しないこと。
 - (5) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 最優秀提案者の選定方法及び選定結果について
企画提案書の提出後、応募者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定します。審査方法等については委託事業者公募要領のとおりです。選定結果については、応募者に通知するとともに県のホームページで公表します。
なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を行う場合がありますのでご承知ください。
三重県では、最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。
- 4 「委託事業者公募要領」の配布
企画提案を希望する者については、次のとおり委託事業者公募要領を直接配布し、又は請求により送付します。
- (1) 日時 平成20年7月4日（金）から同年7月24日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします。
 - (2) 場所 7に同じです。
- 5 応募書類の内容及び提出期限について
- (1) 様式及び内容
委託事業者公募要領で指定するものとします。
 - (2) 提出期限
平成20年7月24日（木）午後5時必着とします。
 - (3) 提出場所
7に同じです。
- 6 その他
- (1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 契約書作成の要否
契約書の作成が必要です。
 - (3) 企画提案書の作成経費を含む応募に係る一切の経費は、応募者の負担とします。
 - (4) 提出された書類は返還いたしません。また、情報公開の対象となります。
 - (5) 詳細は、委託事業者公募要領によります。
- 7 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室 担当 森
電話 059-224-2192
ファクシミリ 059-224-2418
e-mail hkishu@pref.mie.jp

正 誤

平成 20 年 6 月 24 日付け三重県公報第 1995 号に登載しました、入会林野整備計画を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧の公告中

ページ	行	誤	正
13	22	平成 20 年 7 月 25 日	平成 20 年 8 月 24 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
